

学位論文題名

《法と経済学》の法論理

学位論文内容の要旨

本研究は、ミクロ経済学のアプローチを法律に適用する《法と経済学》の展開と可能性を検討する。近年の経済学の影響を受けて《法と経済学》は1960年代はじめにアメリカにおいて誕生した。市場理論や需要・供給理論から法律を説明することは広くは社会的行動領域への応用の一つでもある。

本研究は、《法と経済学》の実証的分析よりも、法理論としての《法と経済学》に着目するものである。不法行為や独占禁止法をはじめとして《法と経済学》の具体的な適用領域が広がり、また法学方法としての性格がクローズアップされるにつれて、法学の根本的な問題である法解釈や法的理由づけ（法的推論）や正義論など法理論としての《法と経済学》の問題が近年議論されるようになった。また、これまでの《法と経済学》の紹介や研究は、そのある側面の特徴や個別的なテーマなどに限られていた。本研究はこれまで議論の少なかった《法と経済学》の法理論の面に焦点を当てた。

《法と経済学》に対しては、伝統的な法学の立場から多くの疑問や批判が投げかけられてきた。法律はそもそも異質と考えられる経済学を受け入れうるものか。伝統的に法律は正義や公平といった価値を目標にしているのであって、経済学の需要や供給という道具では説明しきれないのではないか。法律の判断に経済学的な理由づけや推論（リーズニング）を持ち込むことによって、かえって不都合は生じないか、などである。そこで、本研究の目的は、第一に、《法と経済学》とは何かである。第二に、《法と経済学》はなぜ可能かである。その基礎や根拠に目を向け、とくに法学で問題とされる正義（論）にどのようにアプローチするかを議論する。第三の目的は、《法と経済学》は実際に使えるかという実践的な課題を検討する。

第一部においては《法と経済学》が何であるかを検討するために、第1章では、《法と経済学》や法の経済分析の誕生と展開をその法理論の潮流や背景から説明した。また、第2章では、実際の事件や例にどのように適用されるかを見るために、これまでの法学と特徴的に異なって《法と経済学》が持っている分析方法や分析モデルに焦点を当てた。市場理論からの分析モデルを元にここでは取引法と不法行為法を対象として、取引費用、コースの定理、事故の抑止などを用いて分析した。その上で、これらの私法規範が資源配分の効率性と密接に関連していることを明らかにした。

第3章は、正義の問題を扱うことによって《法と経済学》の哲学的・規範的な基礎を明らかにしようとした。第一に、法律にいう正義と《法と経済学》のアプローチの違いを扱っている。《法と経済学》論者の間にも、効率性と並んで正義・公平・公正

などの非経済的価値を認める立場と、これらの非経済的価値を考慮せずに効率性を中心に考える立場がある。しかし、伝統的に正義として扱われてきたものの多くは、《法と経済学》の視点からは資源の配分の効率性に関わるものである。

第二に、《法と経済学》の規範的基礎の問題を取り上げている。なかでも R.ドゥオーキンらの議論を通して《法と経済学》の規範的基礎としての効率性や R.ポズナーのいわゆる富の最大化概念の持つ意味と問題点を検討している。

第2部では、法律学に根本的な問題である法的推論や法解釈の問題を取り上げて、これを法的推論の性質、法的推論の在り方それに法的推論・法解釈の方法の三つの観点から検討を進めた。第4章は、伝統法学でも多くの議論がある法解釈や法的推論の性質を明らかにしている。そこでは、法的推論は論理や類推などによる推論ではなく、広くは実践的推論であることを明らかにした。

つぎに、《法と経済学》は法解釈の理論や法的推論をどのように考えるのかを扱っている。《法と経済学》は、実践的推論の立場に立って（新）プラグマティズム法学としての特徴を明らかにしている。実践的推論自体は閉じられたものではなく、道徳的立場やより科学的な立場を志向する立場まで含みうる様々な方法のいわば寄せ集めである。このため実践的推論はフレキシブルであるが、経済学的な推論もこの中に含めることができる。

《法と経済学》学者とくにポズナーは、法学において実践的推論を明確にとるプラグマティズム法学（O.W.ホームズ以来の、とくにB.N.カドローらの方法）にその方法を位置づけている。プラグマティズム法学の立場をとるのは、第一に、ホームズの有名な「法の生命は論理ではなく、経験である」の言が示唆するように問題を具体的にかつ経験的に見ることができる。第二に、論理や科学的観察では解決することのできない法的な問題に対して、社会的な必要に応じた確信を形成することができる、などがあげられる。

《法と経済学》は法解釈や法的推論のレベルにおいても具体的な理論を提案する必要がある。このために、第5章は、制定法の解釈について経済学や公共選択理論の成果に基づいた立法の経済理論を展開した。伝統的な立法観は、私心なき立法者・議員が公共目的や公共善など合理的目的のために合理的に制定されているという（H.M.ハート・A.M.サックスによる公益目的説）。これに対して、近時の立法の経済理論は、政治市場において立法者と特別利益集団との間の政治的取引の結果として多くの法律は制定されているとする。この立法の経済理論は、どのように制定法を解釈・適用すべきかなど民主制の中での司法や裁判所の役割をあらためて問い直している。

つぎに、集団的意思決定あるいは社会的・公共的意思決定においてはK.アローの一般不可能性定理が支配しており、このため集団的意思決定や公共的選択は循環する。この定理は複数の裁判官が介在する司法による判断にも当てはまるため、公共選択理論を取り入れた法解釈のあり方に焦点を当てた。この検討によって、《法と経済学》は裁判所による法的推論や法解釈のあり方を判例および立法の理論に基づいた類型の中から明らかにしている。さらに、司法権の独立、憲法の解釈さらに法解釈の正当性・客観性などについて経済学的説明を用いて分析した。わが国では未開拓の公共選

択理論による示唆が持つ意義は大きいといえよう。

結論として、《法と経済学》では、法律は私たち人間のニーズに応え、それを実現するための道具であると考えられる。この意味では《法と経済学》は道具主義的であり、実践的課題に応えるというプラグマティックな性格を持っている。第二に、《法と経済学》は、社会において法が果たしている役割を理解する基礎を提供することができ、法律をよりダイナミックに捉えることを可能にする。第三に、《法と経済学》はわが国の伝統的な法学とは基本的な点で異なるが、この世界が資源の希少な世界である以上経済学や経済学的分析を避けて通ることはできず、それはまた法や法学を知る上では有益なパースペクティブと理論をもたらすものである。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 松 村 良 之
副 査 教 授 木 下 毅
副 査 教 授 長 谷 川 晃

学 位 論 文 題 名

《法と経済学》の法論理

この研究は法理論としての《法と経済学》に着目し、ミクロ経済学のアプローチの法律への適用、すなわち《法と経済学》の展開と可能性を検討したものである。第1部においてはまず、効率性が法制度評価の基準であり、著者が主として取り上げる私法についていえば、裁判所は市場を中心とする私法で経済的効率性を押し進めていることを述べる。次に公序良俗違反、錯誤、詐欺・強迫、物権変動の対抗問題、権利濫用、不法行為法（過失責任）などについて、市場理論からの分析モデルをもとに、取引費用、コースの定理、事故の抑止などを用いて分析したうえで、これらの私法規範が資源配分の効率性と密接に関連していることを明らかにしている。次に著者は、正義の問題を扱うことによって《法と経済学》の哲学的・規範的な基礎を明らかにしようとしている。つまり、効率性と公平（正義を含む）は実現されるべき2大目標であるが、前者は市場が、後者は立法府が担っているものであり、市場の枠組みを与える私法は効率性が主目標である。しかも、正義・公平は効率性とトレードオフの関係にあるから、たとえ正義（分配）を考慮する場合にも効率性は無視されてはならないのである。第2部においては、著者は、法解釈における実践的推論の重要性を指摘し、それを反映する法律学としてプラグマティズム法学を評価しつつ、その現代的な一形態として《法と経済学》を捉えようとしている。著者によれば、いわゆる判決三段論法、利益考量、経験科学的認識などは、法的推論においてはさほど重要な意義をもっているわけではない。なぜなら、法は実践そのものであるからである。従って、法的推論の真の姿を捉えるためには実践的推論という人間独自の営為に目を向ける必要がある。実践的推論は、内省・想像・常識・共感・権威・隠喩・類推・慣習・記憶・帰納などの複合体であり、それは前向きで革新的、かつ同時に緻密な法実践を可能にするものである。このような見方はプラグマティズムの再評価につながっており、偏狭な科学主義、法本質主義、形式主義などの既存の法律学の陥穽を否定し、将来にわたる政策的な展望を開くものである。そして《法と経済学》は、このような視点に適合的な法理論である。続いて著者は、制定法の解釈について公共選択論の成果に基づいた立法の経済理論に依拠し、政治市場における立法者と特別利益集団との間の政治的取引の結果として多くの法律は制定されているとする。この立法の経済理論は、どのように制定法を解釈・適用するべきかなど民主制の中での司法や裁判所の役割をあらためて問い直している。このような立場に立てば裁判所は立法府の代理人であり、立法府と利益集団と

の間で合意した取引を実行する役目を負っている。しかしその取引は妥協の産物であるからしばしば立法者の意図は見えにくくなっているから、その場合には利益と費用の分散集中を考慮すべきだとする。そして著者は最後に、《法と経済学》の有用性は(i)道具主義的であり、実践的課題に応えるというプラグマティックな性格を持っていること、(ii)法律をダイナミックに捉えることを可能にすること、(iii)現実世界が資源の希少な世界である以上、法や法学を知る上では有益なパースペクティブと理論をもたらすものであると述べる。

これまでの日本の紹介や研究は、《法と経済学》のある側面の特徴や個別的なテーマなどに限られていた。この研究は《法と経済学》の観点からの日本人の研究者の初めての包括的な研究である。この研究は公共選択論（立法の経済学）も視野に入れつつ書かれた論文であり、問題関心も法と経済学で一貫している。必ずしも新しい知見がちりばめられているというわけではないが、アメリカにおける法と経済学の文献を徹底的に渉猟咀嚼し、その結果として高度に統合された論文である。問題の経済学的、数学的フォーマライゼーションには若干の問題があるが、当該の問題の理論的実践的インプリケーションは的確に示されていて、法学者の論文としては十分であると思われる。さらに、従来の《法と経済学》には見られなかった法的推論の様式、特に実践的推論と解釈的視点への着目は重要であるだろう。従って結論として、《法と経済学》のモデルで、法制度全体（すなわちアメリカ法のみならず日本法も、さらに解釈の方法論についても）の説明が可能であることを示したという点でこの研究は重要であり、高く評価することができ、法学博士の学位を授与するに相当であると判断した。